

「遍照之塔」・「思修堂」使用規定

- 第一条 本規定は、宗教法人満福寺(以下「当山」という)「遍照之塔」(合葬供養墓)並びに「思修堂」(個別供養納骨堂)の管理、使用に関する事項を規定する
- 第二条 「遍照之塔」・「思修堂」の管理及び運営は、満福寺(以下「管理者」という)が行うものとする。
- 第三条 永代供養墓・思修堂の使用資格は、次の一～三の各項に該当する者とし、本規定を遵守し、所定の永代供養料等を納入した者(以下「使用者」という)に限り使用を許可する。
- 第一項 本規定施行以前からの当山檀徒。
- 第二項 子孫や家督継承者のいない夫婦及び単身者で「遍照之塔」・「思修堂」において永代供養を希望する者。
- 第三項 当山檀信徒で、墓石が建立出来るまでの期間に限り「思修堂」で遺骨の保管を希望する者。(一年毎の更新とし、最大で5年とする。保管料年間2万円)
- 第四条 第三条第一～三項を希望する者の宗旨は不問とするが、納骨後の法要、各種儀礼は満福寺住職又は、管理者の指定した本派僧侶の主宰のもとに行うものとする。
- 第五条 第三条第二項を希望する者で子孫や家督継承者があっても、それらの同意が得られれば使用を許可する。
- 第六条 第三条第二項に該当せし遺骨で使用者の都合により改葬を求めた時はこれを許可する。但し納骨後30日を経過した場合、永代供養料は返還しない。但し、合葬納骨をしたものについては改葬出来ないものとする。
- 第七条 使用者が次の一～四の各項に該当した時は、管理者から使用の取消を命ずることが出来る。尚、使用の取消を命ぜられし時は使用者は直ちに遺骨を引取る事とする。(この場合、永代供養料は返還しない)
- 第一項 本規定に著しく反した場合。
- 第二項 満福寺住職の主宰でなく他の宗教、宗派にて法要、儀式等を行った時。
- 第三項 他の使用者の信仰の妨げとなる行為をした時。
- 第四項 その他管理者が不相当と判断した場合。
- 第八条 納骨は法令による焼骨のみとする。又使用者が納骨をする場合は埋葬許可証(又は写し)を管理者に提出する事。
- 第九条 骨壺の納骨保管は管理者において安置するものとし、安置場所は予告なく変更出来るものとする。
- 第十条 保管期間中、自然災害等不可抗力による遺骨の損害及び第三者の加害行為によって生じた事故又は盗難等の被害について管理者は一切の責任を負わない。
- 第十一条 使用者(関係者)は住所変更の際は直ちに管理者に通知する事。
- 第十二条 生前申し込みの場合、永代供養料の他に葬儀布施が原則として必要となる。法事は希望により当山で執行する。
- 第十三条 前各条に定めのない事項については、「墓地埋葬等に関する法律」によるほかその都度協議し善処する。
- 附則 この規程は平成23年11月1日から施行する。